第百四十条、第百四十一条第一項及び第百五十条	裁判官	法第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所
［略］	［略］	［略］

（勾引に関する準用規定・法第四百九十四条の十二等）

第二百九十四条の九　第七十一条から第七十四条第二項まで、第七十五条及び第七十六条の規定（これらの規定のうち勾引に関する部分に限る。）は、法第四百九十四条の十二第二項の規定による勾引について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
第七十二条第一項、第七十五条第二項及び第三項並びに第七十六条第三項	裁判所又は裁判官	法第四百九十四条の十二第一項の規定による決定をした裁判所
第七十三条	勾引状又は勾引状に代わるもの	勾引状
第七十三条の二、第七十六条第一項及び第三項	被告人	法第三百四十五条の二（法第四百四条（法第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者
第七十三条の二	裁判長又は裁判官	裁判長
第七十四条第一項	被告人は	者は
	被告人への提供	提供
第七十四条第二項	次項各号に掲げるときを除き、被告人	その請求をした者
［略］	［略］	［略］

第百四十条、第百四十一条及び第百五十条	裁判官	法第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所
［同上］	［同上］	［同上］

（勾引に関する準用規定・法第四百九十四条の十二等）

第二百九十四条の九　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第七十二条、第七十五条第二項及び第三項並びに第七十六条第三項	裁判所又は裁判官	法第四百九十四条の十二第一項の規定による決定をした裁判所
第七十三条	勾引状又は勾引状に代わるもの	勾引状
第七十四条第一項	被告人は	者は
	被告人への交付	交付
第七十四条第二項	次項各号に掲げるときを除き、被告人	その請求をした者
第七十六条第一項及び第二項	被告人	法第三百四十五条の二（法第四百四条（法第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者
［同上］	［同上］	［同上］